

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 福祉総務課

許認可等の内容		児童福祉施設（保育所）の設置認可
根拠法令等及び条項		児童福祉法第35条第4項、同条第5項、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1第18の3
標準 処理 期間	根拠条項	内規
	設定等年月日	平成28年4月1日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号 厚生省児童家庭局長通知） 「保育所の設置認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年4月1日設定 平成 年 月 日最終変更
		<p>【 基 準 】</p> <p>1 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の根拠条項に規定する基準を満たしているときに認可することができる。</p> <p>2 次の掲げる基準により、審査する。</p> <p>(1) 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。</p> <p>(2) 当該保育所の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員とする。）が社会的信望を有すること。</p> <p>(3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>イ 申請者が、児童福祉法（以下「法」という。）その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ウ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>エ 申請者が、法第58条第1項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があ</p>

つた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、エ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

オ 申請者と密接な関係を有する者が、法第58条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、オ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

カ 申請者が、法第58条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第35条第12項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

キ 申請者が、法第46条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第58条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に法第35条第12項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ク カに規定する期間内に法第35条第12項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、カの通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所(当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ケ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

	<p>コ 申請者が、法人で、その役員等のうちにアからエまで又はカからケまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。</p> <p>サ 申請者が、法人でない者で、その管理者がアからエまで又はカからケまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>3 法第35条第6項及び栃木市子ども・子育て会議条例第2条に基づき、栃木市子ども・子育て会議で保育所設置について、意見を聴く。</p>
--	--